

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	私学文書課	検索番号	3－1
法令名	私立学校振興助成法	根拠条項	14－2		
許認可等	学校法人（幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみを設置する学校法人を除く。）の公認会計士等の監査報告書の添付省略の許可				
(根拠規定)					
○ 私立学校振興助成法第14条第2項					
第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。					
2 助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第四百十三条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第四項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。					
(許認可等の基準)					
○ 令和7年度以降の私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査事項の定め等について					
(令和7年5月28日付け7私第162号愛媛県総務部長通知)					
第1 監査対象法人等について					
1 監査対象法人について					
改正助成法第9条の規定に基づき、本県及び他の都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人（同法附則第2条により、学校法人以外の私立学校の設置者を含む。以下「助成対象学校法人」という。）のうち、会計監査人（私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正後の私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「改正私学法」という。）第四款に規定する会計監査人をいう。）を置かない学校法人は、同法第14条第2項の規定に基づき、計算書類（改正私学法第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。以下同じ。）及びその附属明細書（収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書）について、令和7年4月愛媛県告示第253号及び本通知の定めるところにより、公認会計士等の監査を受けなければならないとされていること。					
2 監査義務の免除について					
改正助成法第14条第2項ただし書きの規定により、補助金の額が少額であって、知事の許可を受けた学校法人は、その許可を受けた会計年度については前項の監査義務を免除されるものであること。					
この場合の「補助金の額が少額」とは、一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合であること。					
また、「1,000万円に満たない」とは、学校単位の補助額をいうのではなく、学校法人当たりの補助額（2以上の学校を設置するものにあっては、その合計額）であるから注意すること。					
なお、監査義務の免除に係る申請は別紙様式により、毎会計年度終了後3月以内に知事に提出すること。					

(別紙)

公認会計士等の監査報告書の添付免除許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
学校法人
理事長 印

年度運営費補助金に係る県の指定する事項に関する公認会計士又は
監査法人の監査報告書を添付しないことについて、私立学校振興助成法第
14条第2項の規定により、許可を受けたいので申請いたします。

記

学 校 名	年度運営費助成額	備考
計		